

本庁舎建設に関する特別委員会審査概要

本庁舎建設に関する特別委員会

委員長 吉田 企貴

付託された議案

事件番号	付託された議案	審査結果
議第66号	多治見市役所の位置を定める条例の一部を改正するについて	原案可決

新本庁舎の駐車場として駅北立体駐車場を使用した際の指定管理者との関係性について質疑があり、「現在の指定管理者と相談の上で提案しており、経営に対して影響を与えることはない」との答弁がありました。

「駐車場建設費の4億5千万円は総事業費に入っているのか」との質疑があり、「総事業費52億円に入っている」との答弁がありました。

「移転に伴うメリットは何か」との質疑があり、「まちづくりの顔である多治見駅周辺での機能集積と、にぎわいの形成は、市内外に対する多治見の魅力の発信と考えている。移転により、2千590万円のコストが削減可能と見込まれる」との答弁がありました。

「有利な起債を得るため、令和2年度に事業期間が終了した市町村役場機能緊急保全事業の延長を国に要望するのか」との質疑があり、「耐震化工事実施済みの要件を外していただくも含めて、期間延長を要望していく」との答弁がありました。

次に、自由討議については、①防災拠点としての安全性について、②駐車場について、③集中型庁舎と分散型庁舎について、④まちづくりとの整合性について

の4つのテーマに沿って進めました。

①防災拠点としての安全性については、主に庁舎に求められる安全性について、ゼロリスクを求めるのか、それともより良い選択をしていくべきかという議論が展開され、多くの委員から、ゼロリスクを求めるのは非現実的であり、視察先の事例でもそのような考え方は見受けられなかったとの意見がありました。

②駐車場については、大きく分けて「駅北に移転した場合に駐車場問題が解決できないため、移転については反対である」といった意見と、「現在ある駅北立体駐車場と駅北庁舎地下駐車場、そして駅南再開発の民間駐車場等を活用することで、当面は新規の駐車場建設は見送って対応すべき」という執行部の提案に賛成する意見、「駅周辺の高度利用を促すためにも新規で駐車場を建設すべきである」といった意見がありました。

③集中型庁舎と分散型庁舎については、「本来は1つにするべきである」との合意形成がなされていました。これに対して、駅北庁舎隣接地に本庁舎が移転すれば、2庁舎体制による弊害の多くが解消されるという意見がある一方、駐車場をはじめとして統合に伴う課題に留意すべきとの意見もありました。

④まちづくりとの整合性については、本庁舎の位置とまちづくりの方向性には大いに関係があると考ええる委員と、そうではないと考える委員とがありました。関係があると考ええる委員からは、「コンパクトシティの推進やにぎわい創出といった観点で本庁舎の位置は重要である」という意見があり、一方、そうではないと考える委員は、庁舎に求められるのは利用者にとつての利便性やコストの低減であるという観点に重きを置いていました。

また、本庁舎建設に関する特別委員会の採決日を地区懇談会終了後の6月21日以降とする動議が出され、賛成少数により否決されました。

討論は、賛成討論が4件、反対討論が2件ありました。

原案が賛成多数で可決された後、附帯決議の動議が出され、賛成多数で可決されました。

附帯決議の内容は、以下のとおりです。

本来、本庁舎の位置選定にあたっては、2カ所に絞られた候補地の比較だけではなく、なぜその場所に、どういった建物を建て、その事業が本市の将来に対し、どのように寄与するのかが問われる必要がある。

しかしながら、こうした観点に対して、執行部より十分に納得のいく回答が得られたとは言い難い。むしろ、これらの点については本条例の表決後に議論がなされるべきという説明がなされてきた。

本庁舎の移転という問題は、単に職員が勤務する事務所という扱いに留まらず、まちづくりの核となるべき存在である。その位置するところの影響は、経済・文化両面をはじめとして多様である。だからこそ、まちづくりの基本に立ち返り、市民を巻き込んだ合意形成が図られなければならない。

そこで、以下のように附帯決議を提案する。

1. 新本庁舎の建設にあたっては、基本構想策定をはじめとして市民を巻き込んだ十分な議論と合意形成を図った上で慎重に進めること。
2. 現本庁舎地域のまちづくりについて、新本庁舎建設と同等と意義付け、一体として取り組み、当該地域の意向を十分に尊重すること。
3. 特に、駐車場の建設に関しては市民の意向、駐車場需要等を勘案の上、慎重に議論を進めること。